

車いす使用者用駐車施設の適正な利用の確保（回答）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成22年12月7日、国土交通省に対しあっせんし、平成23年5月18日、同省から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

公共施設やスーパーなどの障がい者用駐車スペースに健常者が駐車しており、障がい者等が駐車できないことが度々あるので、対策を講じてほしい。

※ 同様の行政相談が当省に30件以上寄せられている。

（あっせん要旨）

国土交通省は、障がい等を有する方のために設置されている車いす使用者用駐車施設の適正な利用の確保を推進する観点から、パーキングパーミット制度（※1）等の地方公共団体の取組や施設設置管理者の取組等を収集、分析し、次の措置を講じる必要がある。

1. 車いす使用者用駐車施設の利用対象者、同施設の適正利用に係る施設設置管理者の取組促進方策等について、利用ニーズ、課題、具体的取組方策等を把握するとともに、地方公共団体、施設設置管理者等の参考となる効果的な取組事例等について周知を図ること。
2. 不適正駐車防止に係る施設設置管理者の取組を推進するため、不適正駐車防止装置の設置の効果把握するとともに、同装置を設置するに当たって活用可能な現行の交付金等支援制度の利用促進に向けた周知を図ること。

（回答要旨）

国土交通省では次の措置を講じた。

1. 平成22年度調査「障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究」において次の調査を実施。
 - ① パーキングパーミット制度等の地方公共団体の取組や施設設置管理者の取組等を収集・分析し、当該駐車施設に係る利用者のニーズや課題、対応方策等を把握。
 - ② 不適正駐車防止に係る施設設置管理者の取組に関し、運営の実情や効果等を把握。
2. 上記の調査結果を踏まえ、パンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」を作成、配布及び国土交通省ホームページに掲載し、不適正駐車防止に関する取組や、社会資本整備総合交付金について周知。

※1 パーキングパーミット制度とは、障害者等駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用書を交付するもの。

※2 国土交通省ホームページで公表 http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000030.html

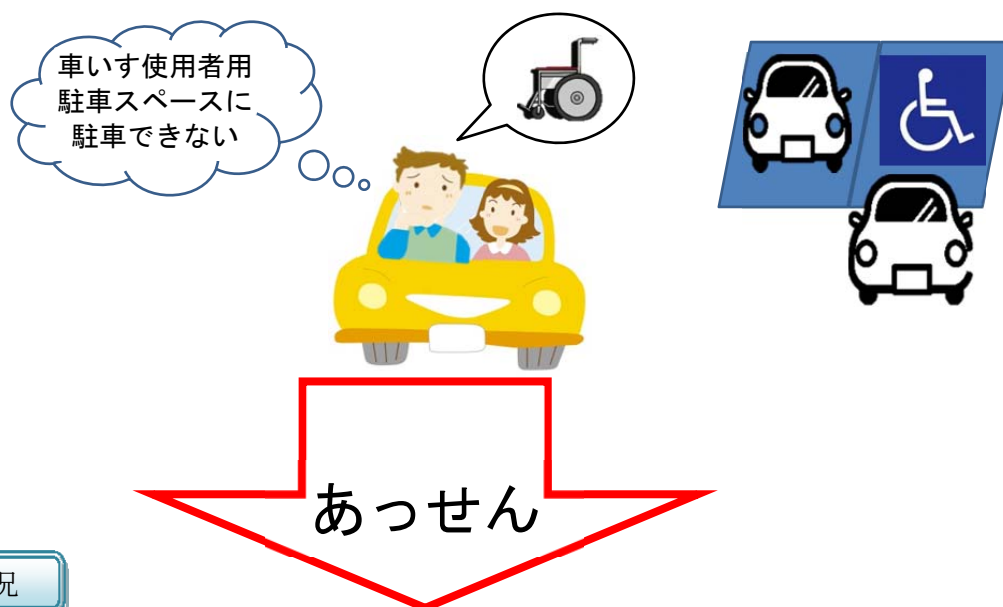


担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 龍宮 克宏
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

車いす使用者用駐車施設の適正な利用の確保

あっせん前

- ・ 車いす使用者用駐車施設は、一定規模以上の公共施設、商業施設等を新設又は改良する場合に設置が義務付け。
- ・ 同施設の利用対象者の範囲や管理の在り方については定めがなく、不適正駐車に関する苦情は全国的に発生。
- ・ 施設設置管理者においても、駐車ゲートの設置等により、同施設の利用適正化に取り組んでいる例もあるが、設置費用が高額になること等から一部にとどまっている。
- ・ 駐車ゲートの整備等については、社会資本整備総合交付金による支援が可能であるが、これを活用した例は確認できない。



措置状況

- (1) 障がい等を有する方のために設置されている車いす使用者用駐車施設の適正な利用の確保を推進する観点の調査を実施
 - ① 車いす使用者用駐車施設に係る利用者のニーズや課題、対応方策等を把握
 - ② 不適正駐車防止に係る施設設置管理者の取組に関し、運営の実情や効果等を把握
- (2) 上記調査結果を踏まえ、次の内容を掲載したパンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」を作成、配布し、国土交通省のホームページに掲載
 - ① パーキングパーミット制度やそれぞれの施設における適正利用の取組み
 - ② 不適正駐車防止装置の設置支援にも活用可能な社会資本整備総合交付金制度

